



馬耳東風

「働き方改革」の名のもとに、労働環境の変化が進んできた。資本主義の宿命のような競争社会で過酷な労働に追い込まれ、問題視されたのも記憶に新しい。もちろん、これからの人口減少を見すえて法を整備し労働環境の改善は必然のことである。「働き方が変わります!!」の事業主にあてた国の資料に、時間外労働の上限規制が月45時間、年間360時間の原則がうち出されている。年次有給休暇者に毎年5日時季を指定して確実な取得が必要だ。当然残業手当は少なくなるので報酬を求めて海外への転出者も出るという。非正規社員の不合理な待遇差の禁止が導入され、運用について管轄庁の指導が強化された。労働基準監督署と都道府県労働局が法律上の運用に当たり、もちろん支援に社会保険労務士などの専門家が配置される。わが国の労働人口の縮小に向けた難点を外国労働力が補填する割合は大きい。特に目立つのは現業部門で入管法（身分、専門・技術、技能実習）の在留資格が問われる。今や外国人労働者は200万人で東京は50万人を超え、愛知と大阪がこれに次ぐ。これらの力を借りないと産業が成り立たないのだ。主力はベトナム・中国・フィリピンのアジア系で、依存度が高いのが製造業、サービス業、卸小売業、宿泊給食サービス業、建設業で7割を超える。業種によっては、専門的な運用

に支障が生じ経済循環を止めるような事態の発生もある。

さらに、企業体にとって自由経済市場の中心的プレーヤーとして守るべき規範が、経済憲法としての「独占禁止法」だ。監視するのが公正取引委員会で、談合がないかを見張る。オリンピック運営業務の管制談合の刑事裁判の話題はいまだに記憶に新しい。コロナ禍の中で働き方の否応なしの対応が新しい働き方を作り出してきた。テレワークにみる在宅勤務が常態化して、対面労働は製造部門や現業労働あるいはサービス部門などで限定的となり、獣医療も遠隔診療がITの活用で運用が始まってきた。

日本企業は現在99.7%の中小企業の土台の上に成り立つといわれ、優越的地位の乱用を抑えねばならない。社会の変革は多種多様な業種のフリーランスの急速な増加をもたらした。政府はここでフリーランス保護法を公布し、不利益行為の禁止を明文化した。発注書面の交付や報酬の勝手な減額など不利益行為の禁止が明示される。医療にみられる個人事業としてのフリーランスは獣医業界でも事業体と業務委託契約を結び、獣医師が働き方で自己完結のスキルを持つことが求められる。技術革新のスピードは速く新しい働き方として注目され、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）として社会が求めるフリーランス獣医師の就労を促進するのではなかろうか。 (柏)